

過労死ゼロ社会の構築に向けた過労死等防止対策ホームページの 統一的基準の提案

本多 雄二

過労死ゼロ代表

1. はじめに

本稿では、2014年11月の過労死等防止対策推進法施行後も尚自殺率が高い、北海道・東北地の自治体のホームページから見た過労死等防止周知の実態を踏まえ、国連の提唱する Sustainable Development Goals(以下 SDGs と呼ぶ)の全 17 の目標のうち、10 項目を達成することで、過労死ゼロ社会が達成可能であることを示す。そして、過労死等防止対策ホームページに対する統一的な基準を提案する。

2. 生活保護者の捕捉率と自殺率の関係

全国で起きている、飢餓、孤独死、自殺の背景には、生活保護の利用率、捕捉率の低さが影響していると考えられている。特に失業による生活保護の補足率の低さの背景には、世間からみられる生活保護者への恥や負い目があるとされている。また、生活保護窓口担当者の不適切な対応も問題視されている。

我々が、自殺率の高い北海道や東北地域における過労死等防止対策推進法による保健所政令市のホームページを調査したところ、広報の周知が不十分であることが判明した。具体的には北海道庁、札幌市、函館市、旭川市、小樽市においては、過労死等防止対策推進法によるホームページが、2022年5月31日現在存在しなかった。一方、東北地域の青森県、青森市、八戸市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、山形市、福島県、福島市、郡山市、いわき市は、過労死等防止対策推進法関連ホームページが存在していた。

3. 国連の提唱する SDGs について

SDGs は、2015年9月の国連サミットで採択された目標群であり、国連加盟 193 か国が 2016年から 2030年の15年間で達成することが求められている。

日本においても、SDGs は経団連の企業行動憲章に採用されている。特に、目標 8「働きがいも経済成長も」は、日本における働き方改革と繋がり、世界中の目標になっている。

一方で、現状では過労死等防止対策に向けたホームページ制作に関する統一的な基準は存在せず、住む地域によって過労死等に至るリスクや住民の理解に大きな差がある。

4. 過労死等防止に向けた統一した基準の提案

そこで、我々は過労死等防止対策ホームページに関する統一的な基準を考案した。具体的には、11項目のステージで基準を提供している。

- ・ステージ 1: ホームページが作成され、厚生労働省、民間団体3箇所のリンクがある。
- ステージ 2: 過労死等防止対策推進法の説明がある。また、国の施策、自治体の責務、民間団体の連携が行われている。
- ・ステージ 1: ホームページが作成され、厚生労働省、民間団体3箇所のリンクがある。
- ・ステージ 2: 過労死等防止対策推進法の説明がある。また、国の施策、自治体の責務、民間団体の連携が行われている。
- ・ステージ 3: 各自自治体に自殺等の様々な相談窓口の周知がされている。
- ・ステージ 4: 各自自治体の管轄する労働局のリンクをしている。
- ・ステージ 5: 毎年開催される過労死等防止対策推進シンポジウムの案内がある。案内を通年で去年の案内を掲載していただきながら公表し、今年のシンポジウム案内が決まり次第、差し替える。
- ・ステージ 6: 自治体の首長のメッセージを作成し、毎年更新している。
- ・ステージ 7: 北海道知事や東北の各県知事のメッセージを作成し、毎年更新している。
- ・ステージ 8: 管轄する労働局長のメッセージを作

成し、毎年更新している。

- ・ステージ9:各保健所管轄の図書館の「働き方を考える選書一覧」を作成し、公表している。
- ・ステージ10:ホームページ作成の担当先の部署名が公表され、電話番号、メールなどで連絡できる体制になっている。
- ・ステージ11:国際連合広報センターのSDGs目標8が掲載しており、リンクをしている。

5. 過労死ゼロの社会に向けて求められるSDGsについて

「過労死ゼロ」は、速やかに達成すべき社会の目標である。我々はSDGsの次の10項目を達成することで、この目標が達成できると考える。

第1に、貧困をなくそう(No Poverty)である。失業率や生活保護者の捕捉率を改善し、就労の機会、精神疾患の受診機会を与えれば、貧困を無くすことができる。「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」ことで、過労死ゼロ社会を達成できると考えられる。

第2に、飢餓をゼロに(Zero Hunger)である。農業の推進により食料自給率を上げて飢餓や孤独死、自殺をなくし、日本国憲法25条の生存権、26条の教育を受ける権利と義務を保障することで、飢餓をなくすことに繋がると考えられる。「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」ことで、過労死ゼロ社会に少しでも近づくことができると考えられる。

第3に、すべての人に健康と福祉を(Good Health and Well-Being)である。過労死ゼロの社会は、文字通りすべての人に健康と福祉を実現する目標である。「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことで、過労死ゼロ社会を達成できると考えられる。

第4に、質の高い教育をみんなに(Quality Education)である。過労死ゼロの目標が実現する社会のためには、多くの学びが必要と考えられる。多くの人に学習の機会を提供することで、賃金の水準が高まり、過労死ゼロ社会を達成できると考えられる。

第5に、ジェンダー平等を実現しよう(Gender Equality) 過労死ゼロの社会は、ジェンダー平等

を実現する社会でもある。格差社会が進行するもとで男女の雇用格差、賃金格差をなくしていく必要があるだろう。

第6に、働きがいも経済成長も(Decent Work and Economic Growth)である。経済成長は人間の生産性の向上に合わせたものでなければ、過重労働などの無理が生じる。「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」ことは、過労死ゼロ社会の要件の一つである。

第7に、産業と技術革新の基盤をつくろう(Industry, Innovation and Infrastructure)である。過労死ゼロの社会は、産業と技術革新の基盤となる労働者の勤労を守ることであると考えられ、この推進は過労死等の減少に繋がる。

第8に、人や国の不平等をなくそう(Reduced Inequalities)である。過労死ゼロの社会は、日本だけでなく、世界中に拡散されるべき目標であり、人や国の不平等をなくすことにつながると考えられる。

第9に、住み続けられるまちづくりを(Sustainable Cities and Communities)である。過労死ゼロの社会は、労使間の連携を図り、持続可能な住み続けられるまちづくりにつながると考えられる。

第10に、つくる責任つかう責任(Responsible Consumption and Production)である。過労死ゼロの社会は、つくる責任、勤労をする中で社会に必要とされるものを生み出し、つくる責任がある。また、勤労を与える事業主は、勤労する人、家族を守る、つかう責任がある。これは、過労死を減らしていく上で重要な目標となるだろう。

6. 今後

全国で起きている餓死・孤立死・自殺の背景には、生活保護の利用率・捕捉率の低さが影響していると考えられている。しかし、SDGs未来都市の取り組みが必要とされる、SDG1(貧困)やSDG2(飢餓)、SDG5(ジェンダー)、SDG10(不平等)、SDG16(平和)への取り組み率は低く、内閣府地方創生推進室のよって選定した全国のSDGs未来都市は、2021年現在北海道、東北

の保健所政令市の中で、札幌市、仙台市、福島市、郡山市、4都市のみである。

自殺死亡率は低下傾向にあるが、若者死因の第1位が自殺(10-29歳まで女性、15-29歳まで男性、令和2年学生生徒1,038人)であり、日本において、毎年2万人を超える人々が自ら命を絶っており、深刻な状況はなおも続いている。また、自殺死亡率は主要先進7カ国の中でも高く、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働する自殺対策は不十分であると言えるだろう。

加えて、生活保護制度の捕捉率の低さは生活保護の申請が困難であることや、生活保護に対する社会的スティグマが存在することが主たる原因と考えられているが、不適切な窓口対応も問題とされている。

生活保護者の自殺問題に精神疾患の罹患もあると考えると、医療機関との連携は、不可欠であり、自殺問題は、複合的問題を解決するワンストップ支援が必須と言える。そのためには、全国の労働局を通して自治体のホームページ作成の周知が最低限必要と考えられる。

我々は、総務省の東北管区行政評価局「きくみみ宮城」に対して、マイナンバーカードへの行政窓口相談記録の必要性も訴えている。このようにすることで、誰ひとり取り残さない生活保護、労災、年金、障害、介護、保育等の受付時の不適切な対応も撲滅できると考えられる。今後、行政窓口担当者の負担にならないように、共通のホームページ作成支援ソフトを厚生労働省に要請したい。更にデジタル庁も含めた国の真摯な取組に期待したい。

7. おわりに

過労死防止学会の第8回大会の開催に合わせ

て、全国保健所政令市156箇所にホームページ作成の要望を行った。なお、厚生労働省、文部科学省、デジタル庁に対しても要望を行っている。自治体の受け止め方に温度差があったものの、10月20日現在、インターネットで確認すると57カ所、保健所政令市のうち約3割の自治体がホームページ作成している。今後も、ホームページ作成を行うことを求めて過労死等防止対策推進法の周知を行いたく、関係各所の担当者に対して再度要請を行っていききたい。

北海道と東北の地域については、20カ所全ての保健所政令市において実施していただき、この流れを止めることなく全国に広げていきたい。引き続き会員、読者の皆さんのご指導ご鞭撻のほどをお願いしたい。

文献

- ・外務省、JAPAN SDGs Action Platform、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html> (2022年6月11日確認)
- ・厚生労働省、自殺対策、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogoo/jisatsu/index.html(2022年6月11日確認)
- ・厚生労働省「令和3年版自殺対策白書」
- ・国際労働機関、ディーセントワーク、<https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/decent-work/lang-ja/index.htm> (2022年6月11日確認)
- ・内閣府「地方創生、地方創生SDGs・『環境未来都市』構想・広域連携SDGsモデル事業」<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html> (2022年6月11日確認)
- ・日本経済団体連合会「『企業行動憲章』の改訂について」(2017年11月8日) <https://www.keidanren.or.jp/announce/2017/1108.html> (2022年6月11日確認)
- ・日本ユニセフ協会、SDGs Club <https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/about/>(2022年6月11日確認)